

保証委託約款

第1条（保証委託の範囲）

- 私が山梨中央保証株式会社またはSMBCファイナンスサービス株式会社（以下「保証会社」という）に委託する保証の範囲は、株式会社山梨中央銀行（以下「銀行」という）と締結した山梨中銀教育ローン契約（以下「原契約」という）にもとづき、私が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他いっさいの債務の金額とし、原契約の内容が変更されたときは、私と保証会社との保証委託契約（以下「本契約」という）にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
- 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め保証決定した後、私と銀行との間で原契約が成立したときに効力が生じるものとします。
- 前項の被保証債務の内容は、私が銀行との間に締結している山梨中銀教育ローン契約書の各条項によるものとします。
- 本契約に基づく保証委託の有効期限は、私と銀行との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約に基づく保証委託の期間も延長されるものとします。
- 私は、ローンを申し込むにあたっては、まず山梨中央保証株式会社に保証を依頼し、同社の保証が得られない場合には、SMBCファイナンスサービス株式会社に保証を依頼します。

第2条（代位弁済）

- 私が原契約に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
- 私は保証会社が求償権を行使するときは、本契約の各条項のほか、私が銀行との間に締結した原契約の各条項を適用されても異議ありません。

第3条（求償権）

- 私は、保証会社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。
- 前条による保証会社の出捐額。
 - 保証会社が弁済した翌日から年14%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金。
 - 保証会社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額。

第4条（求償権の事前行使）

- 私に次の各号の事由が一つでも生じたときは、保証会社は第2条第1項の代位弁済前に求償権を行使することができるものとします。
 - 被保証債務が弁済期にあるとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき。
 - 支払の停止、競売、または破産、民事再生開始を申し立てられ、もしくは自ら申し立てたとき、あるいはこれらのほか、私が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき。
 - 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 私の銀行に対する預金その他の債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 私が保証会社または銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき。
 - 私が第12条第1項に定める暴力団員等もしくは各号のいずれかに該当し、または同条第2項各号のいずれかに該当する行為をなし、もしくは同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - その他債権保全のため必要と認められたとき。
- 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第3条の弁済債務について担保がある場合にも同様とします。

第5条（通知義務）

- 私が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響する事態が生じたときは、直ちに書面をもって通知し、保証会社の指示に従います。
- 私の財産、経営、業況、収入等について、保証会社から求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物件等の調査に協力するとともに、この調査について私は、保証会社が必要とするときは保証会社を私の代理人として、市町村の固定資産税台帳等の公簿を閲覧・謄写することを委任します。
- 私が、前第1項の届出を怠る、あるいは保証会社からの通知を受領しないなど私の責めに帰すべき事由により、保証会社が私に対して行った通知または書類等が延着しあるいは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第6条（成年後見人等の届出）

- 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届け出るものとします。また、私の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出るものとします。
- 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届け出るものとします。
- 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に保証会社に届け出るものとします。
- 私またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって保証会社に届け出るものとします。
- 前4項の届け出の前に生じた保証会社の損害については、私の負担とします。

第7条（保証料・手数料）

私は、被保証債務の元本額に対する保証会社の定める割合の保証料と、保証会社の定める手数料を保証会社の定める方法により支払います。

第8条（担保）

私は、保証会社から担保もしくは、連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ、いっさい異議を申立しません。

第9条（充当の指定）

私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほかに、他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても差支えありません。

第10条（費用の負担）

私は保証会社が被保証債権保全のため要した費用ならびに第2条によって取得された権利の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは処分に要した費用を負担します。

第11条（公正証書の作成）

私は保証会社に求められたときは、直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要ないっさいの手続を行います。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

第13条（約款の変更）

金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、保証会社は、変更内容を公表すること等により約款の変更をすることができるものとします。なお、この約款の内容は保証会社と銀行との保証に関する契約書が改定されたときは、別段の定めがある場合を除きこれによって当然に変更されるものとします。

第14条（管轄裁判所の合意）

この保証に関する紛争が生じたときは、保証会社の所在地の裁判所を管轄裁判所とします。